

## 第39回前橋家庭裁判所委員会議事録

### 1 開催日時

令和4年7月1日（金）午後1時30分～午後3時30分

### 2 開催場所 前橋地方・家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）

大館実穂委員、小田川浩道委員、加藤真一委員、川原武男委員、坂西秀昭委員、佐々木弘道委員、西村理委員、舟根登志子委員、町田京子委員、山本勉委員、多田尚史委員、八木貴美子委員（以上12人）

（説明者）

前橋家庭裁判所 多田尚史上席裁判官（委員）

同 大樋裕康首席書記官

同 山本敏史次席家庭裁判所調査官

（事務担当者）

立岡佳子首席家庭裁判所調査官、綱島光義次席書記官、森田容子事務局長、清水敦子事務局次長、安仲恵美子総務課長

### 4 議事

#### (1) 開会のことば

#### (2) 委員の交代

前回委員会以降の退任委員及び新任委員の説明があった。

#### (3) 委員長選出

委員の互選により、八木貴美子委員が委員長に選出された。

#### (4) 新任委員の挨拶

新任委員から挨拶があった。

(5) 意見交換等

ア 報告

大樋首席書記官から、前回の意見交換事項であった「成年後見制度の利用促進について」に関し、委員からの意見に基づいた取組等について報告した。

イ テーマ説明「家庭裁判所で行われる少年への教育的働き掛けについて」

多田委員から改正少年法の概要について、山本次席家庭裁判所調査官（以下「家庭裁判所調査官」を「調査官」という。）から家庭裁判所で行われる少年への教育的な働き掛けについて、それぞれ説明があった。

ウ 意見交換

○委員長

ただいまの説明について御質問等がありますでしょうか。

○委員

原則検察官送致となるような凶悪事件で係属した少年に対する対応について教えてください。

○委員長

係属当初の段階で年齢超過を理由に検察官送致が見込まれる場合を除き、原則検察官送致となる事件においても、検察官送致決定をする前に、調査官の調査や審判期日において教育的な働き掛けを行うことが通常です。

○委員

家庭裁判所が行う処分について、審判不開始、保護処分、検察官送致の割合を教えてください。

○説明者

令和2年に終局した交通事故を除く一般少年保護事件についての処分の割合は、17歳以下の少年について、少年院送致が6%、保護観察が28%、不処分が20%、審判不開始が44%です。改正法のもとで特定少年となる18歳、19歳の者については、少年院送致が8%、保護観察が32%、不処分が12%、審判不開始が40%です。

○委員

県内では、少年事件は年間何件ぐらいあるのですか。

○説明者

前橋家裁管内の令和3年一般少年保護事件の新受件数は、815件です。過失運転致傷事件を除いた一般非行の新受件数は、368件でした。

○委員長

少年事件の新受件数は、全国の状況と同様、前橋家裁管内でも減少傾向にあると言えます。

群馬県内の特徴としては、車社会なものですから、少年事件でも交通事故とか車の運転に関係する事件の割合が高くなっております。交通事故を含むと815件で、交通事故を除くと368件ということですので、半分以上が車関係の非行となっております。

先ほど家庭裁判所が行っている教育的な働き掛けについての説明がありましたが、どんな感想をお持ちでしょうか。

○委員

弁護士は付添人として家裁の少年事件に関与しますが、一般の刑事事件と違って、家庭裁判所での手続というのは、分かりやすく、非常に少年たちの側に立った活動をされているのだらうと思います。

付添人として記録を読むときも、事件記録より、調査官が作成する報告書等の社会記録を参考にして意見書等を作ります。弁護士の側から見た場合、裁判官は、調査官の意見書の内容を基に判断しているのではないかと

思っています。

調査官の少年に対する取組も非常に多いし、いろんな心理学等の勉強をされて調査官になると聞いておりますので、私自身は、今の制度は非常にいい制度だと思っています。

今回の改正によって一番心配なのは、いわゆる特定少年について、原則逆送対象事件が拡大したということだけが強調されると、世間では、問題があればすぐ逆送されて起訴されるものと受け取られやすいという点です。そうではなく、実際には、事件の内容や少年が事件をどうして起こしたかという背景をしっかりと考慮した上での逆送だということをアピールしてほしいと思っています。原則逆送ということだけを強調するのではなく、少年の更生の道を閉ざすことがないように取り組んでいただければと思っています。

#### ○委員

試験観察ということが行われていることは初めて知ったのですが、少年たちが「試験観察期間さえいい子にしていれば許されるのではないか」と考えることが起こり得るのではないかと思いました。

本当に、その少年の、子どもたちの更生を願うのであれば、短期では全く無理であって、家庭であったり、その子たちのこれからの人生をサポートする何らかの策が必要なのではないかと思いました。

#### ○委員

私が学校現場にいたときに、家裁にお世話になった生徒がおりました。そのときに感じていたのは、家裁の方々が子どもたちの立ち直りに御尽力いただいていたということ、更生を目指して動いてくださったことで、そのことに対して感謝しているということです。今、その子たちも、かなりの年齢に達しているはずなのですが、その後もまだ大変な状況だという話は聞いておりませんので、いい方向に行っているのではないかなと思っています。

ります。

今日の御説明を聞いて、そういった立ち直りの場で御尽力いただいていることに感謝を申し上げるとともに、現状を維持していただけるとありがたいと思っております。

一点要望なのですが、保護者が、少年法の改正についてほとんど知りません。その辺についてのアピールを今後続けていただければありがたいなと思っております。学校現場では、平成25年にいじめ防止対策推進法が施行され、政策として取り上げられました。ただ、9年経ってもまだ知らないところもあるものですから、学校現場ではそれを危惧しております。今回、少年法が改正されたということで、特定少年とはどういうことなのかを感じ取れない保護者がおります。ぜひ今後も御尽力いただければありがたいと思っております。

#### ○委員

私は、「群馬少年友の会」という会に所属しています。これは、平成8年に設立されて、「家庭に平和を、少年に希望を」というコンセプトで活動をしている、民間のボランティア団体です。この団体は、家庭裁判所の依頼を受けて、少年の伴走者としていろいろな活動を支援、援助しています。

本日紹介もありましたが、フラワーオペレーションという活動をしています。フラワーオペレーションは、広い場所で行うので、コロナの中でもずっと実施できています。親子が一緒に参加し、普段は全然話もしないような親子が、同じ仕事、作業をしながら、昔話をしたりして、親子関係が再構築されているようです。参加者の感想文の中にも、親にも子にもとてもいい場になっているということが書かれています。

以前は、保護者の会の活動も行っていました。これは、家裁の手続の中で行われる「被害を考える講習」に参加する少年の保護者を対象としたもので、少年が講習を受けている間に、保護者としての悩みを語り合ったりし

て、前向きに子どもと接していくという気持ちを高めようという会です。

そうした活動の経験からも、少年とともに、保護者にも、一緒にいろいろ考えていただく必要があるのかなと思いました。

また、少年友の会では、切手整理活動も行っています。短い時間で、親子と一緒に作業をするものです。友の会では、このようないろいろな活動をさせていただいております。

このところ少年事件が少なくなったということもあるのですが、友の会には元気で熱意を持った会員がたくさんいますので、引き続き活動させていただけたらと思っております。

#### ○委員

多分、とても難しい年頃の少年たちで、恐らく、信頼できる大人と出会ってきていない子たちと関係作りをするのには、時間がかかるんじゃないかなと想像しています。大人の言うことなんてなかなか聞いてくれない年代の子に、どう働き掛けているのか、私も、児童思春期年代の子と関係作りをするのに日々奮闘していますので、逆に私が教えてもらいたくなりました。

そう思いながら、もしかしたら、ちょっと上のお兄さん、お姉さん年代の大学生ぐらいのボランティアみたいなスタッフもいてくれると、より良くなるのかなとも思いました。

#### ○委員長

今、少年に年代の近い、若いボランティアの方も活用するという御意見があったのですが、心当たりの団体などはおありでしょうか。

#### ○委員

大学の教育学部の学生さんとか、やってくれるのかなと想像しました。

#### ○委員

本学の卒業生の中には、職として、家庭裁判所にお世話になっている者もおります。教育心理学専攻の学生もお世話になっていると思います

大学では、学生の勢い、若さを生かして、自分たち世代よりも若干年齢の低い子どもたちとのボランティア活動を進めておりました、もしそのようなつながりがあれば、できるのではないかなと思っています。

教育学部の学生は、強みというほどではないですが、学ぶということと教えるということの両軸を経験しております。少年にとっては、より年齢の近い者として寄り添うところも、私たち大人とは、また違う手立てを持っているのではないかと感じております。

#### ○委員

少年友の会でも、学生さんがずっと学習ボランティアをしてくださっていました。その方は3月で卒業されましたので、新しいメンバーをとということで、先日、大学の学生さん3名が友の会に来て、説明も受けてくださいました。

フラワーオペレーションにも、年代が近い方がいた方がいいんじゃないかという御意見がありましたので、その辺りも含めて、よろしくお願ひしたいと思います。

#### ○委員長

群馬県においても、犯罪や非行をした人たちの円滑な社会復帰の支援に取り組んでいらっしゃる伺っています。裁判所の働き掛けについて御意見等ありましたら、お願いします。

#### ○委員

個人的な感想でいいますと、ボランティア活動は非常に重要なと感じております。特に今、地域社会の触れ合いも減ってきています。私の近辺でもないですし、大人が子どもに対して距離を置いているといった状況もあります。地域社会がみんなで支え合うような取組、ボランティアもそうですけれども、そういうのを新しくできればいいと感じております。

また、私自身、スポーツをやったので、スポーツを通じての活動と

いったものも有効なのかなと感じております。

私が担当している仕事の関係でいいますと、再犯防止の視点から、広い、いろんなネットワークを作ることに取り組んでおり、再犯防止ネットワーク会議も立ち上げています。そういうネットワーク作りというのも重要かと感じています。

○委員長

そのような県の活動の関係で連携されている団体などはあるのでしょうか。

○委員

再犯防止ネットワーク会議のメンバーとして、更生施設など、いろいろな方々が入っておりますので、そういったところで、日常の課題について意見交換などを行っています。

○委員長

今、ボランティアなど、いくつか新しい提案をいただきました。裁判所に協力していただける団体や組織についても、ぜひ御紹介いただければと思っております。

学習支援に協力していただけるボランティアとか、無職の少年の就労を支援していただけるような外部団体とか、そういうところとの連携もできればよいと思っております。

○委員

県社会福祉協議会では、生活困窮者という切り口で、少年、高齢者、あるいは障害者など、対象者の属性にかかわらず支援させていただいているのですが、改めて、犯罪をした少年という切り口で見ると、それに特化した形での施策というのはしてこなかったかなと反省を込めて感じております。

社会福祉協議会では、県の組織のほか、35の市町村社協があって、民生委員さんもいらして、地区の社会福祉法人、施設、あるいは、NPO、ボラ



ンティアといった組織とネットワークが組みられています。そういった中で、「こういった支援はできるだろうな」というふう感じた部分ですが、ボランティアでいえば、先ほどお話もありましたとおり、各大学では学生にボランティアを体験させたいと考えているようです。特に福祉系の大学ではカリキュラムの中にボランティアというのがある、災害等の支援を行うときにはそういう所をお願いすることがあり、社会福祉協議会でチャーターしたバスで福祉、災害支援の現地に行ってもらったり、障害者のスポーツ競技等の支援を行ってもらったりしています。

家庭裁判所においても、県内の大学に働き掛けなどもできるのかなと思っています。また、先ほどの説明の中に障害者施設等での対人援助活動等を通じた働き掛けの説明がありましたので、他の高齢者施設等でも、対応を検討できるのかなと思いました。

就労支援に関しては、福祉人材センターを県社協直営で運営していますが、福祉人材が大変不足しています。これから更に不足が想定される中で、初めて福祉職に就く方の体験とか、支援金、支度金とか、あるいは、資格を取るための就学資金とかを貸与し、2年勤めれば返済しなくていいというような施策も多々あるので、そういったことも活用できるのかなと思いました。

まずは、家庭裁判所と連携させていただいて何ができるかということをしっかり考えていきたいと思っています。

#### ○委員長

非常に心強い御意見をいただきました。改めて家庭裁判所から御相談させていただくこともあるかと思しますので、よろしくをお願いします。

#### ○委員

ダルク（薬物依存症回復支援施設）とか、立ち直りの支援に関して理解のある方が登録してくれればよいと思います。警察関係者は、理解が深いので

はないかという気がします。

#### ○委員

今までのお話とはちょっと違う観点からお尋ねします。群馬県は、都道府県人口別に占める外国人の割合が全国で3番目という状況にあり、多文化共生に向けて、今年度、ローカル放送でも力を入れています。

少年犯罪という観点で見たときに、言葉の壁を越えられない外国人の割合というのはどれぐらいなのでしょう。そういった方々に、今日のテーマの働き掛けを行っていく際に、言葉という壁によって、同じようなものを享受するためのハードルが上がってしまって、なかなかうまくいかないのではないかというのが、素朴な疑問です。

#### ○説明者

統計的な数字は手元にはないのですが、委員の御発言のとおり、調査官が面接で感情的な面、心情的な面なども含めてお話をする際に、通訳の方を介してとなりますと、ニュアンスが通じにくいことがありますし、背景の文化や考え方等を共有できていないことによるやり取りの難しさが生じることもあります。それから、その手前のところで、手続や調査官の役割を理解してもらおうというところも、説明をしても、なかなか難しいと感じているところではあります。

そういう難しさがあるということを前提にしながら、なるべく丁寧に伝えたり、あるいは、お見せする資料などを工夫したりですとか、なるべく理解していただきながら進められるように工夫しているところです。

#### ○委員

説明の中で、身体障害者施設での対人援助活動が紹介されましたが、これは、とても助かることなんです。少年たちは力があり余ってますので、何かをしたくてしょうがないんですね。ですから、障害者施設だけでなく、高齢者施設とか、そういうところにも行ってもらいたいですし、入所者の方々が

頑張っていること、高齢になっても、体が不自由な方も頑張っているというところを見てもらうという面でも良いと思います。宿泊型の援助活動は、力を入れていただけたらありがたいなと思います。

私が今まで地域で見た感じですと、子どもたちが何か悪さをするときには、家庭に問題があるんですね。担当した子どもさんで、お母さんが毎晩お子さんを連れて飲み歩いていて、お母さんが亡くなってからいい子になって、一度は収監されたけれど、今はいいお父さんになっている方がいらっしゃいました。愛情に飢えてるってことと、保護者がしっかりしない状況があると、なかなか少年犯罪はなくならないと思います。

#### ○委員長

特定少年に関して、このあたりを重視して教育的な働き掛けをしたほうがいいのではないかという御意見等がありますか。

#### ○委員

弁護士会には、法律の改正によって、18歳、19歳の方が成年者と取り扱われるということで、民法上あるいは商取引で、ある面、危うい年齢層が増えたという感覚があります。弁護士会でも、その辺りの啓発活動を積極的に検討し、あるいは、やっているところです。

#### ○委員

論点が戻ってしまうかもしれないですが、過去に非行をした少年が立ち直って、その方が若い世代の子と関わるチャンスがあってもいいのかなと思います。同じ経験をした立場で関わってもらえると、それもまたいい刺激になるのかなと思います。精神科医療の場面でも、依存症の患者さんに対して、ダルクの職員さんが勧誘に来てくれたり、声掛けをしてくれたりする中で回復していくケースが結構あるので、同じ境遇のピアサポーターみたいな感覚の交流もあるといいのかなと思いました。

#### ○委員

18歳、19歳という年齢層は、非常に柔軟で、いろんなことを吸収しつつ、また、人格も変化する年齢層ですので、今の話や先ほどのボランティアの話でもありましたように、より近い年齢層との交流というのも一つの手立てだと思えますし、その辺の働き掛けをしていくのもいいかなと思っています。

#### ○委員

私は会社を経営していますが、入社した若い人が社会人になった瞬間を感じるがありまして、それはやはり、お客様に喜ばれた瞬間なんですよ。

誰かに喜ばれるとか、そういうことで社会人になるような気がしておりまして、そういった経験を積ませてあげると、非常に良いのではないかなと思っています。

#### ○委員

やはり社会貢献というのはすごく大きな動機づけになると思います。これは大人でも同じで、人から感謝されるということが、自分がそこにいる、自分自身の存在価値を認めてもらえるきっかけにもなります。「ありがとう」と言ってもらえるような、そういう機会ですね。そういう意味では、先ほどの外での活動に参加する機会をどんどん増やしていくということかなと思います。

少年の今の家庭環境の中では何かしらの問題があって、そこに戻っていくとまた元に戻る、もしくは悪化するとか、なかなか改善に向かう可能性は低いかもしれない。外へ向かっていく、そういう活動の場を、先ほどスポーツという話もありましたけれども、音楽だっていいと思えますし、いろいろ上昇できるような機会を与えていくことがいいのかなと思います。

#### ○委員

18歳以上は成年という視点からは、先ほど話がありましたように、い

ろんな契約行為ができるようになりますので、危険性などを知ってもらうことが重要かなと思っています。

今まで立ち入ったことがないような領域の書類とかに関わって被害に遭うといったことに関しては、消費生活相談などが事業として増えるのではないかという心配もあります。そういった知識をなるべくつけるよう、成人教育、消費者教育というのを認識させるというのが重要かなと思います。

啓発活動として、成年年齢引き下げに伴うチラシなどを作成して、ポスターを張ったり、チラシを配って注意を呼びかけるという事業を行っています。

#### ○委員長

今まで関わってこられた少年を見ていて、特に年齢の高い少年についてはこういうところが気になるということはあるですか。

#### ○委員

基本的には、17歳以下と18歳、19歳が違うとは全く思わずに接していました。

ただ、18、19歳となると、将来のことを考えなければならないという状況になります。例えば、補導委託先の会社の社長さんから、「かつて自分もそうだったので、そういう少年たちに講演をしている」というようなことを聞いたことがあるんですけども、そのような方に「将来のことを考えながら立ち直ってください」というような講演をしてもらえたらいいのではないかと思います。

少年たちの中には、身の回りにいる人以外の大人と関わるのが少なく、社会奉仕活動と一緒に進むと、「普通のおじさんとおばさんが対等にしゃべってくれた」ということを喜んでいたりします。だから、説教するとか、指導するとか、そういう関わりではなくて、普通に人間として接して

くれる大人と関われる場所があるといいのかなと思います。

○委員長

年齢の高い少年について、体験型の活動に関する御提案はありますでしょうか。

○委員

人手不足の場所ってたくさんあるので、就労意欲があれば、報酬を伴いながら、そういった体験をしていくというのもいいんじゃないかなと思います。

○委員長

本日はどうもありがとうございました。今日伺いました意見を参考にさせていただいて、今後の家庭裁判所での教育的な働き掛けの充実についてますます力を入れていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(6) 次回期日の指定等

令和4年12月6日午後1時30分

(7) 閉会のことば

以 上